記

1．委託試験研究を行った試験研究機関等の名称
2．当該委託試験研究の課題
3．当該委託試験研究の実施期間
4．租税特別措置法第42条の4第2項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第68条の9第2項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の開始年月日及び終了年月日
5．当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合計			
※　特別試験研究費の認定額　　円			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第20条第7項第2号又は第22条の23第7項第2号の規定により、認定します。

※　記名押印

（備考）
1．用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2．※印のある欄は、記入しないこと。

○国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第四号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同令第五条の六第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

（認定申請書の提出）

第一条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。

2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該試験研究機関等から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（当該委託試験研究に係る費用の額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し

二　当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第十二項第五号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し

3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第二項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（認定書の交付）

第二条　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第三条　前条の規定による認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第四条　試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があると認めるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定の取消し）

第五条　試験研究機関等の長等は、第二条の認定書の交付を受けた個人が第一条の規定による申請若しくは第三条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

2　平成十九年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第四号（租税特別措置法施行規則第五条の六第一項第二号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

3　この告示の施行の際現にされている前項の規定による廃止前の平成十九年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号第一条の規定による申請は、この告示第一条の規定による申請とみなす。